鹿屋市告示第 154 号

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　1　日　　決　裁

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、燃料価格及び物価が高騰する中、物価統制令（昭和21年勅令第118号）の適用を受け、独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場を支援するため、予算の範囲内において鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般公衆浴場　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第２条第１項の規定による営業許可を受けている公衆浴場（国、地方公共団体又はそれらが主に経費を負担している団体により設置されているものを除く。）のうち、鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第２条第１項に規定するものをいう。

(2) 燃料　Ａ重油又は灯油（公衆浴場営業に係る部分に限る。）をいう。

(3) 年間使用量　令和７年４月１日から令和８年３月31日までに購入した燃料の購入数量

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は個人事業主とする。

(1) 令和８年３月31日以前から市内において一般公衆浴場を営業している者（以下「事業者」という。）であって、令和９年３月31日まで市内で一般公衆浴場の営業を継続する意思があること。

(2) 市税（市外に住民登録がある個人事業主にあっては、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。

(3) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（支援対象経費）

第４条　支援の対象となる経費は、年間使用量の購入費とする。

（支援金の額）

第５条　支援金の額は、年間使用量に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) Ａ重油　１リットル当たり2.9円

(2) 灯油　１リットル当たり4.0円

（支援金の交付申請）

第６条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和８年４月30日までに、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 公衆浴場法第２条第１項の規定により鹿児島県知事が発行した営業許可証の写し

(2) 鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請に係る誓約書（別記第２号様式）

(3) 年間使用量の購入量が分かる書類の写し

(4) 市税の滞納がないことが分かる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知する。

２　市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

３　市長は、第１項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（別記第４号

様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し又は支援金の返還）

第８条　市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第７条第１項の決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 令和８年５月１日から令和９年３月31日までの期間で廃業又は休業したとき。

２　市長は、前項の規定により第７条第１項の決定を取り消したときは、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により交付決定者に対し通知するものとする。

３　第１項の規定による支援金の返還の通知は、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金返還請求書（別記第６号様式）によるものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

３　第８条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以降も、なおその効力を有する。

別記
第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者　住　　所
名　　称
代表者名　　印
電話番号

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

記

１　申請内容

<table>
<tr><td>施 設 の 名 称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>施 設 の 所 在 地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>支 援 金 の 単 価
…①</td><td colspan="4">令和７年４月から令和８年３月までの各月の購入量</td><td>交付申請額…③
① × ②</td></tr>
<tr><td rowspan="8">重油
2.9円/ℓ
・
灯油
4.0円/ℓ

（注　該当する単価に○を付けてください。）</td><td>４月</td><td>ℓ</td><td>10月</td><td>ℓ</td><td rowspan="8">円</td></tr>
<tr><td>５月</td><td>ℓ</td><td>11月</td><td>ℓ</td></tr>
<tr><td>６月</td><td>ℓ</td><td>12月</td><td>ℓ</td></tr>
<tr><td>７月</td><td>ℓ</td><td>１月</td><td>ℓ</td></tr>
<tr><td>８月</td><td>ℓ</td><td>２月</td><td>ℓ</td></tr>
<tr><td>９月</td><td>ℓ</td><td>３月</td><td>ℓ</td></tr>
<tr><td>計
…②</td><td colspan="3">ℓ</td></tr>
</table>

２　振込口座

金融機関名		支店等名	
種　別	１　普通　　２　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注　申請者名義の口座を御記入ください。

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者　　住　　所
名　　称
代表者名
（署名又は記名押印）

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付申請に係る誓約書

当社（私）は、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金の交付申請に当たり、次に掲げる事項に該当すること、及びこれを遵守することを誓約します。

１　鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付要件を満たしています。
２　令和８年３月 31 日時点で鹿屋市内において事業を営んでおり、申請日以後も事業を継続する意思があります。
３　鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
４　支援金は、口座振替により受領します。
５　支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報について鹿屋市が照会又は調査することに同意します。
６　次のいずれにも該当する者ではありません。
(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
(2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入等契約を締結している者（事業者を含む。）
(5) 暴力団（員）に経済上に利益又は便宜を供与している者
(6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
７　鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱に違反し、若しくは偽りその他不正の手段により支援金を受けたことが判明した場合又は令和８年４月１日から令和９年３月31日までの期間で廃業若しくは休業した場合は、既に交付した支援金の全部又は一部の返還に異議なく応じます。

第３号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金については、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第７条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

第４号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第７条第３項の規定により通知します。

記

１　不交付とした理由	
２　備考	

第５号様式（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び交付確定した鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、下記のとおり鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第７条第１項の決定を取り消したので、同要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

１　取消年月日

２　取消しの理由

３　取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額　　円

既交付額　　円

第６号様式（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金返還請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び交付確定した鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金について、鹿屋市公衆浴場燃料価格高騰対策支援金交付要綱第８条第３項の規定により下記のとおり支援金の返還を請求します。

記

１　返還金額	円
２　返還期限	年　　月　　日
３　返還方法	
４　返還理由	
５　交付決定及び交付確定の内容	(1) 交付決定及び交付確定額　　円 (2) 既交付額　　円